

健康増進法の一部を改正する法律について

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

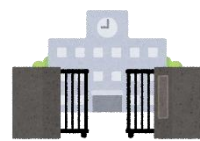
多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

3つの基本的な考え方

- 「望まない受動喫煙」をなくす
- 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- 施設の類型・場所ごとに対策を実施

学校・病院、行政機関など

(受動喫煙による健康影響が大きい人が主として利用する施設)



2019年7月1日から「**敷地内禁煙**」です。

- 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができます。

<必要な措置>

- ・喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ・喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ・施設利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。



飲食店、オフィス・事業所、ホテル・旅館など

(上記以外の多くの人が利用するすべての施設)



2020年4月1日から「**原則屋内禁煙**」です。

- 喫煙場所を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要です。(標識の掲示が必要です。)
- ホテル・旅館の客室等、居住場所は適用除外です。



飲食店の方へ

2020年4月1日から、**原則店内禁煙**となります。

飲食店の方は、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- ✓ 2020年4月1日時点で、営業をしている店舗
- ✓ 資本金または出資の総額が5000万円以下
- ✓ 客席面積が100㎡以下

1つでもNO

すべてYES

選択できます

屋内禁煙

喫煙専用室設置

加熱式たばこ専用の喫煙室設置

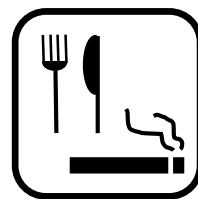
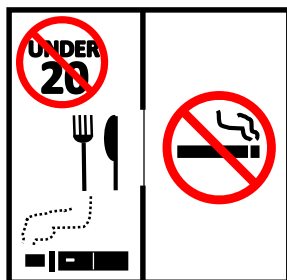
禁煙・喫煙を選択可
(経過措置として選択できます)



or



or



20歳未満
立入禁止

全ての施設で喫煙可能部分は、客・従業員ともに20歳未満は立ち入ることができません。



喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

助成金制度

飲食店等の中小企業の事業主が、受動喫煙対策として喫煙専用室等を整備する際、その費用を助成する制度があります。
ご相談は、神奈川県労働局健康課(045-211-7353)まで。

詳しくは、**厚生労働省のHP**をご覧ください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

なくそう！望まない受動喫煙



なくそう！望まない受動喫煙
マナーからルールへ



<問合せ先>

横須賀市保健所健康づくり課健康増進係

TEL 046-822-4537